

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ってまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてでございますが、我が国の現状は、全国加重平均で昨年当たり六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになっております。いろいろなどござる既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになっております。今までは六百十円ということになっておりました。今までは六百十円というところで低かったアメリカ、これも二年後には八百六十円に引き上げられるということになっております。イギリスは千九百九十円、フランスは千二百二十八円、優に千円を超えております。これを見るだけでも、我が国の最低賃金は国際標準に近づけるべきだとというのが結論になるわけでございます。

したがって、この委員会で議論をすべきことは、どういった案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でございます。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しております。これは、この法案に対して与党の皆さんがどういうふうにお考えになるかわかりませんが、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二千時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大きい数字ではないというふうに思っております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入ったところでございます。生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性を配慮する、このことあります。今まではどうだったかという、現行法第三十二条、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういうふうなことでござる。この規定は改正案の九条二項に引き継がれておりますけれども、この二項と、それから先ほど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺ってまいりたいと思っております。

最低賃金の決定基準は以前から三つありまして、一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になっておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておられますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでございます。

そこで伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか、それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか。この三つの要素をそれぞれ、そういう重さというのが異なるのか、これについてまず伺いたいと思っております。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でございますが、委員のおっしゃるように、三つの要素で決定されるということになっているわけですが、この三つの要素につきましては、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較について伺いをいたします。私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費というものは、最低賃金のいわば下限でありまして、そしてまた一方で前提だということに思っております。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありまして、今までは生活保護以下の最低賃金の決定があったとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活を営む権利、こういう二十五条に違反するような疑いがあるというふうに思っております。

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根拠とはなっております。それを下回る基準ではないだろうか、こういうふうなように思っております。

伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだということに私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とする。この規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうな解釈によるしゅうござりますか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でございますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということにおっしゃるとおりなっております。この三つの要素をそれぞれ、そういう重さというのが異なるのか、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するということに思っております。

○細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性ということについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だということに思っております。

そこで、厚労省で作成をいたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表がございまして、事前には厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね二の表が一つの基準となることとございまして、その表を参考にしながら質問をしたいと思っております。きょうは、委員の皆さん方にもお配りをいたしております。

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口加重平均プラス都道府県の住宅扶助実績値で見られるわけですが、最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一カ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

かれた分、いわゆる可処分所得の額でございます。そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていることになっております。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、これら十一都道府県で修正を加える、九条三項でござる、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアすると厚労省は考えているのではないかと、こういうふうに思っておりますけれども、これについていかがでございますか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たっては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりますのに対し、生活保護は市町村を六階級に区分している。また、生活保護は、年齢や世帯構成によって基準額が異なるというふうな点。あるいは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういったことをどうふうにか考慮するのかという問題が、御指摘のようにならざるを得ないと思っております。

しかしながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題となるだろうというふうな思っております。

また、労働して賃金を得る場合には、単に今生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水準は生活保護を一定程度以上上回るものとすべきであるという考え方もあり得ると、このように思っております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見ると、先ほどの図であります。その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということでございますが、まずはそういったケースについて、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だということに考えております。今申し上げましたそういった考え方も、一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な話になってまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちょっとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六十円の青森、岩手、秋田、沖縄、この四県のうち、生活保護の方が高いのは秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになっております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というものは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになっております。

そこでお聞きをいたしますが、ちよつと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思っておりますけれども、そういうことでよろしゅうございませうか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金を決定するわけではありませんので、これによってこれだけしか上がらないという話ではないと思っております。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありますけれども、具体的な額、水準につきましては、これは考慮の一要素ということでありまして、地域における労働者の生計費及び賃金、それから通常の事業の資金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでございますので、それによって適切な引き上げがなされていくというふうに思っております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中期政策の一体運用を図って取り組んでいくというところでありますので、こういった成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものというふうに考えております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになったわけでしょう、そこが、だから、その関係で最賃がどういふふうになっていくかということに私は注目しているんです。これが大事なんです。そのほかは変わっていないんですから。いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なものは、この改正案で一体どうなっていくかですから。どういふふうにも最賃が上がるかですか。

それでは、ちよつとお聞きしますよ。まず、では、沖縄県の最賃というのは今度の法改正案で上がるんですか。上がると思えば、どれくらい上がるんですか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれないけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますような諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるということになります

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がるということは今直にはお答えできないわけですが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一定の方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースをとる場合においては、おっしゃるように、沖縄県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけでございます。

したがって、この条項がまず、先ほど申し上げましたように、まずもってその観点の逆転を解消した上で、さらにその上で生活保護と最低賃金の整合性を考える必要があるというふうに充て、沖縄においても具体的な額が決まっております。どういふふうにも思っております。

○細川委員 具体的な数字というのは出てきませんから、しつこく聞くようですけれども、毎年毎年一円とか二円とかそういうもの額が上がっていく、その攻防を毎年やっているわけですね。だけれども、そんなことじゃいかぬ、思い切った水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もっと最賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにしなきゃいかぬじゃないか、そういうようなことも含めてこれを提案されたわけでしょう。

具体的に沖縄は、今六百十円だった程度のなるかというくらいは、ある程度聞かせてくださいよ。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地域の実情に応じて、それぞれ法律で定められた要素を具体的に勘案しながら地方の最低賃金審議会が決めるといふスキームになっているわけでございます。その際に、どういふ枠組みで物考えられるかということが法律で決定基準として決められているというところでございます。その中にありまして、まずもって、生活保護との整合性というのは少なくとも従来の決定基準にさらに必要だろうということ、明確化を今回するわけでございます。

したがって、具体的な額についてどうだったというの、今直にお答えできないわけでありませうけれども、少なくとも、そういう考えた方に基づいて具体的な額が決まられるというふうに考えております。

○細川委員 今、沖縄は、最低賃金は六百十円です、六百十円。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がったか。これまでは一円とか二円の上があったり下がったりでしょう。それと同じことなんでしょうか。それとも、もっとぐっと上がるんですか。十四単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからないんです、その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、さまざまな決定の仕方がございます。したがって、どれをとるかというところはこれからの議論だということに思っております。法律の枠組みとしては、生活保護との整合性をきちんととってくださというところ、少くとも、先ほど来申し上げておりますように、単身世帯の二類、二類の扶助基準と、それから住宅扶助、それと一類の手取り額、そういったものを加えたものは、そこをスタートラインとして、少なくともそこをまずもって解消し、さらに、その上で生活保護との整合性をさらにどうするか、どのような水準に持っていくのかというの、地方審議会でも議論をさせていただきたい。

少くとも、参考にお知らせしますが、先ほど申し上げました、委員がお触れになっている十一都道府県分でありませうけれども、これだけで逆転解消を機械的に算定いたしますと十一都道府県で四十九円、全国加重平均で二十五円の引き上げとなります。しかし、これが最低賃金の額の引き上げ水準ということではないというふうに思っております。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であった、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるように高くなるというのはいけませんよ。では、そうじゃない沖縄はどうですかと聞いていますよ。よ。上がりますか、上がりませんかということですね。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げてまいりましたように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるといふ枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会でも十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守をしてもらいたい、こういうことになっていくわけでありまして。したがって、法律上、具体的な額が直ちにでてくるという枠組みになっているものではございません。

したがって、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といえますが、まずもって十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまいというわけではなくて、生活保護との水準というのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かというものをきちんと、具体的な額を決めるに当たって十分審議をした上で決定がされるというふうにして思っております。

○細川委員 何處聞いてもちよつとよくわからないうですね。仕組みも今までと同じでしょう。仕組みは今までどおりですね。地方最低賃金審議会で決める。そして、その三つの要素も同じですね。最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるというわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるというのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということ聞いていますよ。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんというんですけれども、生活保護より最賃の方がちよつと上だったり、あるいはそれが同じだったりしたら、生活保護を考慮したつて変わらないんじゃないですか。今までもおりになるんじゃないですか。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。御申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちよつと、今の質問だけ許してください。今までどおりの一円二円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いています。上がるんだつたら上がるとちやんと言ってくださいよ。もつと、どれくらい上がるか。沖縄の人も心配だと思えますよ。

○青木政府参考人 先ほども申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういったものがあるわけですね。先ほど来お話がなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやつた場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけですね。では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思えますが、何を比べるというのは、さらにそれに乗っかってくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考えるべき話だというふうに思っております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいけば世界の趨勢

○長妻議員 民主党の長妻昭でございます。本日
も質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、
私自身は、国家として、国民の皆様方の最低限の
生活というのはどういうようなものなのか、これ
をきまつて定議して、最低限の生活は国家として
きまつて一律に保障する、こういう強い意思を持
つことが国の信頼を高める基本だということに考
えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、
国が保障する生活というのはどういうものか、非
常に分野分野ではばらばらになっている。整合がと
れていない、きまつとした哲学がないというふう
に私は考えているところでございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたい
んですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出
ております。この生活保護との関係、あるいは国
民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低
の保障をしなればいけない、こういう哲学がば
らばらだと私は思っております。そういう意味で
は、今回の改正案は、最低賃金と生活保護という
は国民年金との給付の関係というのはどういうよ
うな設定をしているのか。具体的には、一般的な
働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回り
ない、こういうふうな哲学があるのかとつがとい
うことをお伺いいたします。御明言いただければ。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な
労働者につきましては、賃金の最低額を保障するこ
とによって労働条件の改善を図ることを目的とし
たしております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障す
る観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろ
なところで指摘を受けたところでございます。
今度、このために、最低賃金法改正案におきま
しては、最低賃金制度がセーフティネットとし
て十分に機能するように、地域別最低賃金につい
て、その水準を生活保護との整合性も考慮して決
定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全
国一律にとらうとござりますけれども、実際
問題として、最低賃金を構成する三つの要素のつ
ち生活費というものがあるわけですが、この生活
費というのは、物価の水準、動向等も地域によっ
てばらつきがありますことを考えますと、地方そ
れぞれに最低賃金を決定するということがよした
されております。私もそれが実情を反映している
ものだ、このように考えておりますが、したが
いまして、最低賃金の具体的な水準については、地方
最低賃金審議会における審議を経て決定される、
こういうことになっているわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係とい
うことをこの法律上明らかにいたしましたけれども
も、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回
らない水準にするという趣旨で、具体的なこの
ことを今後実現してまいりたい、このように考え
ております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の適用の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を適用した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令は何を規定しているのか、武見副大臣、お願いたします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるといふようにしております。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けながら、極端に妥当性を欠く低賃金となることのないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけでありませう。

そして、今般の改正によって法律上のこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の適用における取り扱いは変更するということについてはおっしゃらないで、現在の適用の差額を踏まえて省令を規定する、という考え方でございませう。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的な内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能力の割合とするというふうに考えておられることではないかと存じます。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたいたんですが、武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられました。これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の数賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか、このように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティネットということになります。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるというふうに私もは考えております。あくまでも一番基本的なセーフティネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思っております。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけることと、労働契約の内容を規制する強行的、直接的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということと五十万円ということが決められてきているわけですね。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労働者のインシニアティブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティネットとは別の役割を果たすというふうに、私もははごらしては考えているわけですね。その不払いにつきましてもは最低賃金法の罰則は適用しないというふうに考えております。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の金額に違反した場合には、実質、罰金の金額に違反に係る罰則として上限が三十万円、それが適用されるというふうなことがございまして、この観点からの労働者の保護の役割についてはおっしゃる通りでございます。

○園田(康)委員

最低賃金法の質問をさ

せていただきます。

でも、またこの最低賃金法の内容に入る以前の
問題でありますので、この内容そのものにはきよ
うは触れるつもりはありません。ちゃんとした
正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法
の中身の審議をさせていただきたいんですが、その
内容に入る前に、先般、三月の二十二日でありま
したでしょうか、政府の成長力底上げ戦略推進円
卓会議、これについての大蔵の御感想を少し伺っ
ておきたいというふうに思うわけですが、このと
きに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委
員会での我が党の質問に対して、円卓会議に
ついてこのように答えておられます。

最低賃金下について申し上げれば、近年、最低
賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味
セーフティネットとしての機能を十分に果た
していません。こういう観点から見直しを行っ
ていく必要があると考えています。

そしてまた、我々としては、この成長力底
上げ戦略を進めていくことにより、将来、中
小企業等々においても生産性を引き上げていく
という中において、当然それに倣ってこの最低
賃金も上がっていくような仕組みをつくってほ
きたいという中において、円卓会議をつくって、
その議論を各地域における最低賃金の審議会に
おける議論のこれは正にベースにしていきたい
と、このように考えていると聞いています。
というふうな議論はおっしゃっておられるわけ
ありますが、大臣、最低賃金は決定過程において
このように進んでいくのでしょうか。この円卓会
議がベースになって、これに基づいてつくられる
ものなんでしょうか、制度として、どうでしょ

○潮澤回務大臣 私は、最低賃金の決定というも
のは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の
審議会、地方の、両方ありますが、これを通じて
決定されていく、それはある意味で、諮問に対す
る答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、
行政として決定をしていく、この仕組みは基本的
にどうか、全く変わらないというふうに御理解
いただきたいと思います。

それから、この底上げ戦略推進円卓会議とい
うのはどういう位置づけかということ、結局、そうい
うことで、最低賃金の要素として、もちろん生活
賃もありまされども、事業主の支払い能力とい
うことも一つの要素にございます。

支払い能力というのは、結局どうして生まれ
くるかといえは、これはやはり生産性の向上をす
ることによって支払い能力の向上というものが図
れるという意味でございます。ある意味で最低
賃金を引き上げる環境を整備するというのが、改善
していくというか、そういうことの戦略あるいは
施策というものを中長期的に考えていく、そうい
う機関であるというふうには私としては理解をして
おりますし、また委員にもぜひそのように理解を
していただければ幸い、このように思っております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最低賃金審議会
と地方最低賃金審議会の枠組みは変わらない。そして、
と地方最低賃金審議会の枠組みは変わらない。そして、
屋上屋のようなこの円卓会議なるものが、私はその
ような印象を受けているわけでありまして、中
も、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中
小企業の推進策というものもあわせて私は行う必
要があるというふうに考えておりますので、その
ことも含めて、屋上屋だけでやっていくのではな
くて、ちゃんと実質的な地域の中身の実態を把握
しながら、それぞれにおいて引き上げていくとい
う方向で頑張っていたらいいというふうに思っ
ております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何かが、年収で百四十一万五千円くらいになると思っていますけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさにこの最低賃金に張りついていた労働者の実態、貧しいと考えていらっしゃるのでしょうか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現在の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがって、これを一日八時間として二十二日間働くと、このことを考えますと、十二万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公務使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私どもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいておるとい立場で、このこと自体については云々することは、こうした枠組みの中では差し控えていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんですね。これで暮らせると思っているのかということ、大臣の率直な認識を伺いたいと思っております。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万円足らずで暮らしているのかということなんです。そのことを本意にお答えをいただきたいと思います。

○五年一月七日の最賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的の解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言えば労働条件の向上という改善度の向上、これは現状より上回ることであり、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と言、しかし、改善とは現状が悪いことを前提としている、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだというところなんです。

同じ資料の中に、「ILO事務局長ジェラルド・スタール」世界の最低賃金制度による整理の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に過度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまじく改善するのだという立脚点に立つのかどうかは問われていると思えます。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティーネットという役割を果たすことを当然期待されておる制度でございます。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということが全国加重平均額になっているわけでございますけれども、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、このことを明確にさせていただいております。このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をせき引き上げの方向でそれぞれの審議会からの答申もいたされるように、そういうことを願って、こうした法律の改正案を提出させていただいておるといことを御理解賜りたいと思っております。

○高橋委員 なかなか暮らしていけないということとを大臣のお言葉では言えないのだらうと思っております。ただ、今お話しされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点では、極めて低いということの認識であったのかなと思っております。

第十條には、厚生大臣または都道府県労働局長は、この主語になつて、決定しなければならぬというのが最後にあります。また十七條には、「著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることが出来る」ともある。これは大臣に決定権限があるということとで確認をしようではないでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申し上げますと、高橋委員が言われるとおりであります。

最低賃金については、原則として、一都道府県労働局長の管轄区域内のみに係る事業については都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる事業等については厚生労働大臣が決定することとされております。

都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることが出来ることとされておまして、それぞれの中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるということが法律の規定するところでございまして。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりしたかと思つております。

ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もないということでありましたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねている中で、そういうことだつてあるんだよということ、今抜けと言っているわけではありませんが、そういうことをきちんと言頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思っております。

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例とか物価指数だとか標準生計費だとか家計取支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところでありまして。

それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を六段に区分してございまして、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういふふうにご考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年單身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを取り戻して見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういうケースについて比較をし、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方でないかというふうにお感じしております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違つてどうか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということ、今回盛り込んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだらう。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しているかと思つております。当然、生活保護であれば負担がないものを、普通の賃金労働者であれば負担しなければならぬ、そのことを考慮していると思つております。そのことを考慮して、都道府県が生活保護より下回るといふ資料が出てくるかと思つております。それは間違いありません。そして、その上で、最低でも、局長が言っているからスタートというときには、この〇・八六七を掛けた数字、ここはすべての都道府県が下回っているんだ、その認識から出発するべきではないでしょうか。